

定教第36号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を
改正する規則

別紙（案）のとおり

令和8年10月23日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正による県立高等学校の再編・統合に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について、所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則（昭和39年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立永谷高等学校の項を削り、同表神奈川県立二俣川高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜旭高等学校	全日制の課程	普通科
--------------	--------	-----

別表第1 神奈川県立旭高等学校の項及び神奈川県立横浜旭陵高等学校の項を削り、同表神奈川県立舞岡高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立戸塚南高等学校	単位制による全日制の課程	普通科
--------------	--------------	-----

別表第1 神奈川県立横浜桜陽高等学校の項及び神奈川県立深沢高等学校の項を削り、同表神奈川県立藤沢工科高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立藤沢東高等学校	単位制による全日制の課程	普通科
--------------	--------------	-----

別表第1 神奈川県立藤沢清流高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立永谷高等学校の項、神奈川県立旭高等学校の項、神奈川県立横浜旭陵高等学校の項、神奈川県立横浜桜陽高等学校の項、神奈川県立深沢高等学校の項及び神奈川県立藤沢清流高等学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

新旧対照表

○神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

新			旧		
第1条・第2条（略）			第1条・第2条（略）		
別表第1 高等学校（第2条関係）			別表第1 高等学校（第2条関係）		
学校名	課程等の別	学科	学校名	課程等の別	学科
(略)			(略)		
(削除)			神奈川県立永谷高等学校	全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
神奈川県立二俣川高等学校	全日制の課程	普通科 看護科 福祉科	神奈川県立二俣川高等学校	全日制の課程	普通科 看護科 福祉科
神奈川県立横浜旭高等学校	全日制の課程	普通科	(新設)		
(削除)			神奈川県立旭高等学校	全日制の課程	普通科
(削除)			神奈川県立横浜旭陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
神奈川県立舞岡高等学校	全日制の課程	普通科	神奈川県立舞岡高等学校	全日制の課程	普通科
神奈川県立戸塚南高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	(新設)		
(削除)			神奈川県立横浜桜陽高等学校	単位制による全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
(削除)			神奈川県立深沢高等学校	全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
神奈川県立藤沢工科高等学校	全日制の課程	総合技術科	神奈川県立藤沢工科高等学校	全日制の課程	総合技術科
神奈川県立藤沢東高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	(新設)		
(削除)			神奈川県立藤沢清流高等学校	単位制による全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
別表第2・別表第3（略）			別表第2・別表第3（略）		

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正による県立高等学校の再編・統合に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1（高等学校）の改正

(1) 項の追加：令和8年11月1日施行

学校名	課程等の別	学科	備考
神奈川県立横浜旭高等学校	全日制の課程	普通科	新設
神奈川県立戸塚南高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	
神奈川県立藤沢東高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	

(2) 項の削除：令和9年4月1日施行

学校名	課程等の別	学科	備考
神奈川県立永谷高等学校	全日制の課程	普通科	戸塚南高等学校に再編・統合
神奈川県立旭高等学校	全日制の課程	普通科	横浜旭高等学校に再編・統合
神奈川県立横浜旭陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	
神奈川県立横浜桜陽高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	戸塚南高等学校に再編・統合
神奈川県立深沢高等学校	全日制の課程	普通科	藤沢東高等学校に再編・統合
神奈川県立藤沢清流高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	

3 施行期日

令和8年11月1日から施行する。

ただし、別表第1 神奈川県立永谷高等学校の項、神奈川県立旭高等学校の項、神奈川県立横浜旭陵高等学校の項、神奈川県立横浜桜陽高等学校の項、神奈川県立深沢高等学校の項及び神奈川県立藤沢清流高等学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。